

エネルギー対策費

(I) 決算の概要

令和6年度におけるエネルギー対策費の予算現額は 2,406,343,176 千円
であって、その内訳は

歳出予算額	2,405,446,485 千円
当初予算額 予算補正追加額 予算補正修正減少額 832,920,713 千円 1,583,671,083 千円 11,145,311 千円	
前年度繰越額	896,691 千円

であり、予算補正追加額は、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の一環として、潜在成長率を高める国内投資を拡大するため国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行うポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業に要する費用に充てるための基金の造成に要する経費の補助に必要な経費等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、電源開発促進税財源の電源立地対策及電源利用対策に係るエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰入れに必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	2,403,236,612 千円
翌年度繰越額は	3,101,307 千円
不用額は	5,257 千円

であって、翌年度繰越額は、経済産業省所管の半導体・人工知能関連技術基盤強化対策委託費において、計画に関する諸条件により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかったこと等によるものであり、不用額は、文部科学省所管の研究開発推進費において、事業規模が予定を下回ったので、原子力人材育成等推進事業費補助金を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国際原子力機関分担金等	6,002,341	6,002,341	6,002,339	—	1	99
核不拡散・核セキュリティ関連業務等	1,215,269	1,240,063	813,452	421,356	5,254	65
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金	37,466,362	37,466,362	37,466,362	—	—	100
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費等	1,279,951	2,151,848	871,897	1,279,951	—	40
半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費	1,305,353,732	1,305,353,732	1,303,953,732	1,400,000	—	99
エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入	673,049,855	673,049,855	673,049,855	—	—	100
エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰入	347,876,414	347,876,414	347,876,414	—	—	100

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー対策特別会計へ繰入	33,202,561	33,202,561	33,202,560	—	0	99
計	2,405,446,485	2,406,343,176	2,403,236,612	3,101,307	5,257	99

また、本年度における支出済歳出額等を所管別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

所 管	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
内 閣 府	11,382,499	11,382,499	11,382,499	—	—	100
外 務 省	6,002,341	6,002,341	6,002,339	—	1	99
文 部 科 学 省	174,232,572	175,129,263	173,422,702	1,701,307	5,254	99
経 済 産 業 省	1,980,869,156	1,980,869,156	1,979,469,155	1,400,000	0	99
環 境 省	232,959,917	232,959,917	232,959,916	—	0	99
計	2,405,446,485	2,406,343,176	2,403,236,612	3,101,307	5,257	99
(令 和 5 年 度 計)	1,028,096,096	1,223,896,953	1,189,709,667	896,691	33,290,593	97
(令 和 4 年 度 計)	2,196,829,627	2,197,300,085	2,001,451,025	195,800,857	48,202	91

(Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

この経費は、エネルギーの長期的・安定的な供給を確保するため、エネルギー需給対策の推進、安全かつ安定的な電力供給の確保等の諸施策を実施するために要した経費であり、執行結果の概要は、次のとおりである。

(1) 国際原子力機関分担金等(実績額 6,002,339 千円)

この経費は、原子力の平和的利用の促進・核拡散防止等を目的として設立された国際原子力機関の分担金及び拠出金の支払に要した経費である。

(2) 核不拡散・核セキュリティ関連業務等(実績額 813,452 千円)

この経費は、国際的な核不拡散及び核セキュリティの強化に貢献することを目的とした核物質の検知・鑑識技術等の研究開発及び人材育成等に要した経費である。

令和6年度は上記研究開発を着実に推進するとともに、核不拡散及び核セキュリティの分野で世界初の海外向けオンライントレーニングを引き続き実施し、質の高い人材育成等を支援した。

(3) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金(実績額 37,466,362 千円)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う業務の財源に充てるため、同機構に対し運営費交付金を交付した。

同機構では、原子力利用の安全確保のための基礎基盤研究等の事業を行った。

(4) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費等(実績額 871,897 千円)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、業務の実施に必要な施設の設置又は改造に必要な経費として補助した。

新規規制基準に適合した耐震補強、高経年化対策の工事を進めた。

(5) 半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費(実績額 1,303,953,732 千円)

この経費は、産業競争力の強化、経済安全保障及びエネルギー政策上の観点から、先端・次世代半導体の国内生産拠点の整備や研究開発支援等に必要な経費である。

(イ) ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業費(次世代半導体の量産技術開発等)
(実績額 810,525,000 千円)

ポスト 5G 以降の情報通信システムや計算基盤で用いられる先端半導体の製造技術開発等に取り組むために必要な基金の造成費として国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対して補助した。

(ロ) 先端半導体国内生産確保事業費(実績額 471,391,197 千円)

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」(令 2 法 37)に基づき認定を受けた先端半導体の生産施設整備及び生産に関する計画の実施に必要な基金の造成費として国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対して補助した。

(ハ) ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業費(AI 展開モデル開発)
(実績額 22,037,535 千円)

ポスト 5G に対応した情報通信システムの中核技術であるロボティクス分野の生成 AI 基盤モデル等の開発に取り組むために必要な基金の造成費として国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対して補助した。

(6) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入(実績額 673,049,855 千円)

この経費は、石油石炭税を財源として、石油及び天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置を実施する燃料安定供給対策並びに内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置を実施するエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるため、一般会計からエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰り入れたものである。([エネルギー対策特別会計]の項参照)

(7) エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰入(実績額 347,876,414 千円)

この経費は、電源開発促進税を財源として、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的とした「発電用施設周辺地域整備法」(昭 49 法 78)に基づく交付金の交付及びその他の発電の用に供する施設の設置や運転の円滑化に資するための財政上の措置を実施する電源立地対策、発電用施設の利用の促進、安全の確保及び発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置を実施する電源利用対策並びに原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置を実施する原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるため、一般会計からエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰り入れたものである。([エネルギー対策特別会計]の項参照)

(8) 脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー対策特別会計へ繰入(実績額 33,202,560 千円)

この経費は、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令 5 法 32)に基づく脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源に充てるため、一般会計からエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰り入れたものである。([エネルギー対策特別会計]の項参照)